

## **[事案 2020-191] がん診断給付金支払等請求**

・令和3年2月26日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な取扱いがあったこと等を理由に、がん診断給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和59年11月に自分が取締役を務める法人が契約したがん保険について、平成14年10月に契約者変更により、自分が契約者となったが、令和2年2月に膀胱がんと診断を受けたため、がん診断給付金を請求したところ、平成11年4月に直腸がんと診断された際に1度支払っていることを理由に、がん診断給付金は支払われなかった。しかし、以下等の理由により、がん診断給付金を支払うか、契約者変更時点で遡って解約し、以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対し、新たに個人でがん保険を契約したいと伝えていたにもかかわらず、既契約の契約者変更となっていた。その際、募集人から、今後がんに罹患した際にがん診断給付金の支払いがないことの説明もなかった。
- (2) 平成21年に当時の担当者に契約内容を確認した際、がんに罹患したときには確実にがん診断給付金が支払われるとの説明を受けた。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、診断給付金の支払いは1回のみであると定められており、平成11年に直腸がんについてがん診断給付金を支払っている。
- (2) 契約者変更に際して、申立人は契約者名義変更請求書を作成しているが、体裁や記載内容から、新たに個人でがん保険を契約する内容ではないことは明らかである。
- (3) 契約者変更の法的性質は、契約者といった契約上の地位を移転するという、新旧契約者間の合意があることを前提に保険会社が同意するものであるので、契約者変更に際して保険会社による説明義務はない。
- (4) 平成21年に、担当者が申立人に対して、がん診断給付金の支払いを確約した事実はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、平成21年の説明時の状況等を把握するため、当時の担当者に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、がん診断給付金の支払いは認められず、契約者変更時に遡って解約し以降の既払込保険料を返還することも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。